

5 県大第626号

令和6年(2024年)2月1日

長野県知事

阿部 守一 様

公立大学法人長野県立大学

理事長 安藤 国威



公立大学法人長野県立大学第2期中期計画について(申請)

令和5年12月12日付け5県学第292号にて通知があった標記の件について、下記により認可を受けたいので申請いたします。

記

1. 申請書類

別紙「公立大学法人長野県立大学 第2期中期計画」のとおり。

以上

担 当 事務局総務・経営企画課
(課長) 杉田 恵美子
(担当) 青木 拓人
電 話 026-217-2240 (直通)
F A X 026-235-0026
Email : sokei@u-nagano.ac.jp

公立大学法人長野県立大学 第2期中期計画

〈令和6年(2024年)4月～令和12年(2030年)3月〉

令和6年(2024年)3月

公立大学法人長野県立大学

目 次

前文	1
第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織	2
1 中期計画の期間	
2 教育研究上の基本組織	
第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2
1 教育	2
(1) 特色ある教育の推進	
(2) 教育の質の向上等	
(3) 学生への支援	
(4) 入学者の受入れ	
2 研究	7
(1) 特色ある研究の推進	
(2) 研究費の確保	
3 地域貢献	8
(1) 産学官連携	
(2) 地域連携	
4 国際交流	9
第3 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	9
1 運営体制	
2 内部統制体制の整備	10
第4 財務内容に関する目標を達成するためとるべき措置	10
1 自主財源の増加	
2 経費の節減及び資産の管理運用	
第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1 自己点検・評価の実施	
2 積極的な情報発信	
第6 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1 施設設備の整備・活用等	
2 安全管理	12
3 社会的責任の履行	
第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	12
1 予算	
2 収支計画	13
3 資金計画	
第8 短期借入金の限度額	14
1 限度額	
2 想定される短期借入金の発生理由	
第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産の処分に関する計画	14
第10 第9の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	14
第11 剰余金の使途	14
第12 その他	14
1 施設及び設備に関する計画	
2 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に 充てることができる積立金の処分に関する計画	
3 その他法人の業務運営に関し必要な事項	
※定量指標再掲	15
※用語説明	16

前文

長野県立大学は、平成30年（2018年）の開学以来、その理念に基づく3つの使命として「リーダー輩出」「地域イノベーション」「グローバル発信」を掲げ、「より良い未来を創造し、発展させる大学をめざす」ことを宣言し、着実に実績を積み重ねてきた。また、令和4年度（2022年度）には大学院の開設により、新たにソーシャル・イノベーション研究科と健康栄養科学研究科の2つの研究科が誕生し、「知の拠点」としての体制がより充実した。

第1期の6年間の経験を踏まえ、長野県の知の礎たる大学・大学院としてのさらなる進化により先の見えない時代の変化に対応するとともに、SDGsの実現に寄与することで長野県の豊かで美しい自然環境と地域の人に優しい生活環境を守り、夢のある未来社会の創造・発展に貢献することを宣言する。

長野県立大学は、この宣言と開学以来の理念の下、長野県から示された第2期中期目標を確実に達成するため、ここに第2期中期計画を策定し、その実現に向けた全教職員の主体的な参加と協働により全力を挙げて取り組むものである。

長野県立大学の理念

長野県立大学は、長野県の知の礎となり、未来を切り拓くリーダーを輩出し、世界の持続的発展を可能にする研究成果を発信することで、人類のより良い未来を創造し、発展させる大学をめざします。

長野県立大学の使命

自ら考え、自ら学び、主体的に行動し、成長する機会を世界に求め、世界中のイノベーターと出会い、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育てます。

1. リーダー輩出

幅広い豊かな教養教育、実践重視の高度な専門教育、寮生活や海外研修などによる全人教育によって、新たな時代を担う様々な資質や能力を備えたリーダーを輩出します。

2. 地域イノベーション

長野県の豊かな自然や長い歴史・伝統を理解し、大切にすることを通して、県の産業・文化・生活を活性化する「知の拠点」となり、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学をめざします。

3. グローバル発信

健全な批判精神をもち、先進的な研究はもとより、長野県の産業や文化を基盤とした学際的な研究を推進して、新たな知を創出し、その成果を地域に還元するとともに、長野から世界に向けて発信します。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの6年間

2 教育研究上の基本組織

学部・学科	グローバルマネジメント学部	グローバルマネジメント学科
	健康発達学部	食健康学科 こども学科
大学院	ソーシャル・イノベーション研究科(専門職大学院)	
	健康栄養科学研究科(修士課程)	

第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育

(1) 特色ある教育の推進



ア a 教員と学生の距離が近い教育を基本として、一人ひとりの個性や長所を伸ばす多様な学びの機会を設け、社会人として求められる実践的・専門的な能力の向上につながる場を提供する。【No. 1】

評価指標	[定量指標]
	① 毎年度、アクティブ・ラーニング ¹ を用いた授業を、全開講科目の8割以上で実施する。

ア b プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、課題発見・解決能力等の社会人として求められる実践的な能力を、学生一人ひとりに合わせて効果的に向上させることができるよう、1年次通年必修の「発信力ゼミ」²を少人数クラスにより行う。【No. 2】

評価指標	[定量指標]
	① 毎年度、1年次の発信力ゼミを、学部・学科に関わらず全学共通で20人程度のクラスに分け開講する。

ア c 1年次の寮生活³や地域との連携・交流の取組により、在学期間を通じて、豊かな人間性、主体性、社会性等を持った人材へと成長するよう取り組む。【No. 3】

評価指標	[定性指標]
	① 毎年度、寮及び学内での取り組みについてアンケート調査を実施し、必要に応じて見直しや改善を行う。 ② 地域との連携・交流のため、毎年度、サービ斯拉ーニング ⁴ や地域イベントへの参加の機会を設け、学生に参加を促す。 (No. 28 ^③ に再掲)

イ a 海外プログラム⁵等により、学生が多様な価値観を理解し、グローバルな視野を持った人材へと育つよう取り組む。【No. 4】

評価指標	[定量指標]
	① 研修先の確保や学生のニーズを踏まえ、毎年度、現地研修を基本とした各学部・学科の専門分野の学修も含む海外プログラムを実施し、対象学生の参加率を100%とする。

イ b 英語における「読む・聞く・話す・書く」の4技能を身に付けることができるよう、各学部・学科の特性に合わせて独自に構築した1年次・2年次必修の英語科目等による英語集中プログラム⁶を行う。加えて、3年次・4年次にも英語履修が継続できる発展的な科目を配置する。 【No. 5】

評価指標	[定量指標]			
	① 毎年度、学部ごとの学生のTOEIC ⁷ 成績について、次の指標がそれぞれ下表のとおりとなるように取り組む。 A：2年次修了時の平均点 B：1年次入学時点から2年次修了時までの平均点の伸び率 C：成績上位2割の学生の平均点			
		A	B	C
	グローバルマネジメント学部	730点以上	40%以上	800点以上
	健康発達学部	650点以上	30%以上	700点以上
	[定性指標]			
	② 年次及び学部・学科ごとに英語力に応じてクラス分けし、英語集中プログラムの授業を実施する。			
	③ 卒業時まで継続して英語力が向上できる教育の環境を整備する。			

ウ a ソーシャル・イノベーション研究科

専門職大学院として理論と実務を架橋する実践的な教育により、幅広いネットワークを持つソーシャルイノベーター⁸を養成し、地域におけるエコシステム⁹の担い手を輩出する。 【No. 6】

評価指標	[定性指標]
	① 在学中に複数回実施する定点観測アンケートによりカリキュラムを検証し、必要に応じて見直しを行う。

ウ b 健康栄養科学研究科

健康栄養分野に関する高度かつ専門的な知識と技能を有し、地域の健康・栄養問題や食品関連産業、地方創生において、自ら課題を発見・設定、解決する能力を養い、科学的根拠に基づく研究成果を、国内外に発信できる人材を育成する。 【No. 7】

評価指標	[定性指標]
	① 在学中に複数回実施する定点観測アンケートによりカリキュラムを検証し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 教育の質の向上等



ア a グローバルマネジメント学部

学生が経営学を根幹に、グローバルな視野で組織等を動かすマネジメント力を持ったリーダーへと育つよう、自らの課題意識に応じて選択できるカリキュラムを編成するとともに、主体的・専門的な学びを促す専門ゼミを実施する。 【No. 8】

評価指標	[定性指標]
	① 学部レベル、科目レベルごとに、大学の理念・使命や3つのポリシー ¹⁰ を踏まえた教育研究活動を改善する体制を整備するとともに、毎年度、アセスメントプラン ¹¹ に基づいて継続的に点検する。 (No. 11①に再掲)

	<p>② 毎年度、県内を中心に企業・団体の協力を得て本学が主催するキャリア実習¹²を正課内外で実施するとともに、実習先の新規開拓に努め、学生の参加機会の充実を図る。 (No. 17④、No. 18②に再掲)</p>
--	--

ア b 健康発達学部食健康学科

管理栄養士養成機関である特性を活かして、講義科目や多様な実験・実習・演習科目等を通して、学生が専門的知識と技術を修得し論理的・科学的に思考して実践する能力を身に付けるとともに、高いコミュニケーション能力、リーダーシップ、グローバル対応力を養い、栄養・食を通して人々の健康を支え、地域社会に貢献できる能力を修得し向上するよう取り組む。 【No. 9】

評価指標	<p>[定性指標]</p> <p>① 学部レベル、科目レベルごとに、大学の理念・使命や3つのポリシー¹⁰を踏まえた教育研究活動を改善する体制を整備するとともに、毎年度、アセスメントプラン¹¹に基づいて継続的に点検する。 (No. 11①に再掲)</p>
	<p>[定量指標]</p> <p>② 専門職養成課程として、毎年度、4年次生の管理栄養士国家試験¹³受験者における合格率を100%とする。(No. 17②に再掲)</p>

ア c 健康発達学部こども学科

一人ひとりの学生が将来の保育・幼児教育のリーダーとなり得る教育力や実践力を備えた保育者へと育つよう、少人数教育を実施し、保育臨床と往還する専門教育を実践する。 【No. 10】

評価指標	<p>[定性指標]</p> <p>① 学部レベル、科目レベルごとに、大学の理念・使命や3つのポリシー¹⁰を踏まえた教育研究活動を改善する体制を整備するとともに、毎年度、アセスメントプラン¹¹に基づいて継続的に点検する。 (No. 11①に再掲)</p>
	<p>[定量指標]</p> <p>② 専門職養成課程として、毎年度、卒業時の保育士資格¹⁴及び幼稚園教諭免許¹⁵の取得率を100%とする。(No. 17③に再掲)</p>

イ a 3つのポリシー¹⁰に基づく体系的で組織的な大学教育を展開するため、取り組みの定期的な点検・評価を行う教学マネジメント¹⁶体制を確立し、不断の改善を進める。 【No. 11】

評価指標	<p>[定性指標]</p> <p>① 大学全体レベル、学部・学科・研究科レベル、科目レベルごとに、大学の理念・使命や3つのポリシー¹⁰を踏まえた教育研究活動を改善する体制を整備するとともに、毎年度、アセスメントプラン¹¹に基づいて継続的に点検する。 (No. 8①、No. 9①、No. 10①の再掲、No. 38②に再掲)</p>
	<p>② 令和6年度(2024年度)に大学機関別認証評価¹⁷を受審し、認証を得る。 (No. 38③に再掲)</p>
	<p>③ 令和8年度(2026年度)に専門職大学院認証評価¹⁷を受審し、認証を得る。 (No. 38④に再掲)</p>

イ b 社会から求められる大学運営を行うため、FD・SD¹⁸研修を計画的に実施し、教職員の教育研究活動に資する能力を高める。 【No. 12】

評価指標	[定量指標]
	① 毎年度、FD・SD研修へ1回以上参加する常勤教職員の割合を100%とする。(No. 31②)に部分再掲 ② 授業方法や授業計画を改善する機会として、毎年度、教員相互による授業参観期間を1回以上設ける。

ウ a 社会を取り巻く環境やニーズを適切に捉え、時代の変化に対応した教育研究活動のあり方を継続的に検討し、必要に応じて対応する。【No. 13】

評価指標	[定性指標]
	① 令和7年度(2025年度)に、文部科学省による「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」 ¹⁹ のリテラシーレベルの認定プログラムを設置し、学部生に対してデジタル時代や社会ニーズに応える教育を行う。 ② 毎年度、教育研究活動や財務等のIR活動 ²⁰ に取り組み、本学の状況を分析し、時代の変化に対応した教育研究活動のあり方を検討する。

ウ b リカレント教育²¹の取組を検討・実施する。【No. 14】

評価指標	[定性指標]
	① 学生への教育成果や教員の専門分野を活かし、教育機関や事業所等からの要望に応じて、教員を研修会等の講師として派遣する。(No. 28②)に再掲 ② リカレント教育に資するため、毎年度、学部の社会人特別選抜及び研究科の社会人推薦選抜入試を実施する。 ③ リカレント教育を目的とする科目等履修生制度 ²² 等の実施について検討する。

(3) 学生への支援



ア a 国の修学支援新制度²³等の周知徹底を図り、経済面で就学困難な学生に対して、適宜、授業料減免や徴収猶予等により学修継続を支援する。【No. 15】

評価指標	[定性指標]
	① 国の修学支援新制度による授業料減免及び本学独自の私費外国人留学生に対する奨学制度、授業料納入猶予制度を継続して実施する。 ② 毎年度、日本学生支援機構の実施する奨学金制度に加え、地方公共団体や民間財団等が実施する奨学金制度の情報を収集し、学生に周知する。

ア b 学生が安心して大学生活を過ごせるよう相談体制を整備し、心身の健康の保持増進に努める。【No. 16】

評価指標	[定性指標]
	① 相談支援体制をきめ細やかに学生へ周知し、悩みや不安を抱える学生や配慮を必要とする学生が相談しやすい環境を整備する。 ② 全学生が自身の健康状態を確認するため、毎年度、学生向けの健康診断を実施する。

イ キャリアセンターにおいて、入学から卒業まで一貫したキャリア形成支援や就職希望者一人ひとりに沿った支援に取り組む。 【No. 17】

評価指標	[定量指標] ① 毎年度、キャリア形成・就職支援に関する各種講座やイベントを充実し、就職希望者の就職率を100%とする。 ② 健康発達学部食健康学科：専門職養成課程として、毎年度、4年次生の管理栄養士国家試験 ¹³ 受験者における合格率を100%とする。(No. 9②の再掲) ③ 健康発達学部こども学科：専門職養成課程として、毎年度、卒業時の保育士資格 ¹⁴ 及び幼稚園教諭免許 ¹⁵ の取得率を100%とする。(No. 10②の再掲)
	[定性指標] ④ 毎年度、県内を中心に企業・団体の協力を得て本学が主催するキャリア実習 ¹² を正課内外で実施するとともに、実習先の新規開拓に努め、学生の参加機会の充実を図る。(No. 8②の再掲)

ウ 県内企業等を中心にインターンシップ等の受入れ先を開拓し、学生に地域の企業等を知る機会を提供して、県内企業への就職を支援する。 【No. 18】

評価指標	[定量指標] ① 毎年度、県内の企業・団体等への就職を促進するためのキャリア・就職支援に関する各種講座やイベントを、20回以上開催するとともに、他団体が主催するイベント等の情報を学生に提供する。
	[定性指標] ② 毎年度、県内を中心に企業・団体の協力を得て本学が主催するキャリア実習 ¹² を正課内外で実施するとともに、実習先の新規開拓に努め、学生の参加機会の充実を図る。(No. 8②の再掲)

(4) 入学者の受入れ



ア a アドミッション・ポリシー¹⁰に基づき、本学にふさわしい意欲ある学生を確保するため、効果的な広報活動を展開する。 【No. 19】

評価指標	[定性指標] ① 毎年度、学生募集状況や志願者動向等の分析を行い、翌年度の広報基本方針を作成・決定し、広報活動に反映する。
------	--

ア b 学部入試について、引き続き国の大学入学者選抜改革への対応や県民枠²⁴の確保を維持するとともに、安定的に入学者を確保するため、出願・入学状況の分析・検証を行い、最適な入学者選抜の仕組みを構築する。 【No. 20】

評価指標	[定性指標] ① 毎年度、アドミッション・ポリシー ¹⁰ に基づいた入学者選抜を行うとともに、各学部・学科の結果を点検・評価し、必要に応じて入試制度およびアドミッション・ポリシーを見直す。 ② 毎年度、県民枠を維持しつつ、県外及び海外からも本学にふさわしい志願者及び入学者を確保し、各学部・学科で入学定員を充足する。
------	---

イ 編入学試験を継続し、多様な学生の受入を促進する。また、高等教育コンソーシアム信州²⁵を通じた単位互換制度²⁶への参画を継続する。【No. 21】

評価指標	[定性指標]
	① 編入学試験をグローバルマネジメント学部で継続して実施するとともに、実施のあり方について検討する。 ② 高等教育コンソーシアム信州を通じた他大学との単位互換制度に、継続して参加する。

ウ 各研究科の学びの内容や魅力を発信する広報活動を行い、入学者の継続的確保を目指す。【No. 22】

評価指標	[定性指標]
	① 毎年度、アドミッション・ポリシー ¹⁰ にふさわしい入学者の確保に向けて、説明会開催や個別相談等による広報活動に取り組み、各研究科で入学定員を充足する。 ② 各研究科への入学をリカレント教育 ²¹ の機会の提供とし、企業・自治体への訪問や説明会等の広報活動を行う。

2 研究

(1) 特色ある研究の推進



ア 複雑化・多様化する課題に対応するため、学内での学問領域を越えた研究の促進や他大学等との共同研究に積極的に取り組む。また、研究成果のグローバルな発信に取り組む。【No. 23】

評価指標	[定性指標]
	① 学部・学科等の部局を越えた学内の研究や他大学等との共同研究を促進する。 ② 研究成果のグローバルな発信に取り組むための環境を整えるとともに、情報を集約する。

イ 地域課題の解決に資する実践的な研究を促進するとともに、教職員及び学生の専門性や研究成果を活かし、「知の拠点」としてのシンクタンクの機能を発揮する。【No. 24】

評価指標	[定性指標]
	① 県をはじめとした地方自治体や企業等と連携して地域課題を把握し、その解決に貢献する研究を推進する。 ② 学長裁量経費を活用して、地域課題の解決に資する研究を奨励・促進する。 ③ 地方自治体や団体等の要請に応じ、審議会委員 ²⁷ 等として教員を派遣する。

(2) 研究費の確保



教員の研究環境の向上や支援、研究費の学内配分の工夫や外部資金の申請及び採択の促進等を行い、教育の基盤である研究の充実を図る。【No. 25】

評価指標	[定量指標]
	① 科研費 ²⁸ 等の競争的研究費の申請及び採択を促進する体制を整備し、専任教員数に対する科研費・共同研究・受託研究等の

	研究課題件数の保有率を年度平均70%以上とする。 (No. 36②)に再掲)
--	---

3 地域貢献

(1) 産学官連携



地域課題の解決と地域イノベーション²⁹の実現に積極的に関わり、企業・大学・県・市町村・金融機関が連携するための中核的な役割を担うとともに、それぞれの長所を活かした新たな価値の創出の取組を推進する。 【No. 26】

評価指標	[定性指標] ① 教員や学生による産学官民の連携活動の支援を通じて、連携協定等に結びつくよう、企業や県・市町村等との情報交換や協議を行う。
------	--

(2) 地域連携



ア ソーシャル・イノベーション創出センター³⁰を窓口として各地域コーディネーター³¹の活動や県・市町村等との連携を促進し、地域課題やニーズを踏まえて、地域の人的・物的資源を再発見して事業創造に結び付ける取組や、持続可能社会を推進する取組等を支援する。 【No. 27】

評価指標	[定性指標] ① ソーシャル・イノベーション創出センターで教職員や学生による地域連携の充実に向けた相談に応じ、活動を支援する。 ② 地域コーディネーターを配置し、機能を活かすためのスキル向上を図り、全県における事業創造に結びつける取組を推進する。 ③ 毎年度、地域貢献に係る取組をホームページ掲載や「CSIジャーナル」 ³² の発行により、地域に広く公表する。
------	--

イ 県・市町村、県内教育機関等との連携により学生の地域での活動を支援するとともに、高大連携³³の取組を推進する。また、リカレント教育²¹も含む多様な学修の場を提供する。 【No. 28】

評価指標	[定量指標] ① 毎年度、社会人向けや学生も対象に含めた10件以上の公開講座を企画・開催し、参加者満足度を5点満点中、平均4点以上とする。
	[定性指標] ② 学生への教育成果や教員の専門分野を活かし、教育機関や事業所等からの要望に応じて、教員を研修会等の講師として派遣する。 (No. 14①)の再掲
	③ 地域との連携・交流のため、毎年度、サービスマーケティング ⁴ や地域イベントへの参加の機会を設け、学生に参加を促す。 (No. 3②)の再掲
	④ 高校生が本学の専門教育に触れる機会の提供について、検討・実施する。

4 国際交流



海外大学との交流協定・交換留学協定を維持するとともに、協定に基づく取組を充実し、海外プログラム⁵と合わせて、本学学生の意欲的な学修の支援、海外からの留学生の受入れ及び教職員の交流を促進する。 【No. 29】

評価指標	[定性指標]
	① 本学学生の私費留学等も含めた派遣、及び象山寮 ³ を活用した留学生の受入れを行う。

第3 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制



ア 理事長及び学長のリーダーシップの下、大学運営会議を機動的に運営し、迅速な意思決定を行う。また、理事会・経営審議会・教育研究審議会の明確な役割分担により、それぞれの権限に基づき、適切に大学運営を行う。 【No. 30】

評価指標	[定性指標]
	① 大学運営会議の定例開催により教職員の多様な意見を汲み取りながら理事長及び学長のリーダーシップを発揮するとともに、定款等の定めに基づいた機関の役割分担を踏まえた意思決定により運営する。

イ 効率的で適切な事務局運営を行うため、適正な人材の確保及び配置を行い、自身の成長や専門性の向上につなげるため、事務局職員として必要な事務スキルや職位に応じたスキルの研修を行う。 【No. 31】

評価指標	[定量指標]
	① 令和6年度（2024年度）に事務局職員人材育成方針を策定し、事務局職員の中長期的な育成を図るとともに、毎年度、スキル向上のための研修を計画・実施し、1回以上参加する事務局職員の割合を100%とする。 ② 毎年度、SD ¹⁸ 研修に1回以上参加する事務局職員の割合を100%とする。 (No. 12①の部分再掲)

ウ 事務局職員の能力向上に寄与し、働く意欲の向上につながる人事評価制度となるよう継続的に検証し実施する。 【No. 32】

評価指標	[定性指標]
	① 職員業績評価や職務遂行力評価を通して働く意欲の向上を図るとともに、継続的に制度を検証し、必要に応じて見直しを行う。

エ 教員の活動について教育・研究・地域貢献・大学運営の4分野での把握・評価を行うとともに、取組の継続的な改善を行う。 【No. 33】

評価指標	[定性指標]
	① 毎年度、自己評価に基づく教員活動評価を実施し、教員の能力や意欲の向上を図り、必要に応じて制度を改善する。

2 内部統制体制の整備



ア 適正な大学運営を図るため、内部統制機能を定期的に点検するとともに、内部監査を実施する。また、監事及び県による各種監査の結果と、それらの大学運営への反映状況を公表する。【No. 34】

評価指標	[定性指標]
	① 定期的な業務におけるリスク評価と業務実施手順のモニタリング及び毎年度の内部監査の実施により、内部統制機能を確保し、適正に大学を運営する。 ② 監事及び県による監査結果を、速やかにホームページで公表する。

イ 内部統制機能の確実な運用のため、様々な機会を捉え、コンプライアンス意識の徹底、外部窓口による公益通報制度の周知、情報漏えい等のリスク管理強化等に取り組む。【No. 35】

評価指標	[定性指標]
	① 情報資産等に係るコンプライアンスやハラスメント防止等のリスク管理や公益通報制度について、必要に応じて体制と運用の状況を点検し見直す。 ② 毎年度、コンプライアンスの遵守やハラスメント防止に係る研修会を開催し、意識の徹底を図る。 ③ 毎年度、全専任教員と研究費の執行に関わる職員、大学院生を対象とした研究コンプライアンスに係る研修会を実施し、研究不正の防止をはじめとした研究インテグリティ ³⁴ が確保された体制を整備する。

第4 財務内容に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自主財源の増加



外部研究資金、受託研究、寄附金等の獲得など自主財源の増加をめざす。

【No. 36】

評価指標	[定量指標]
	① 外部資金の獲得強化のため、受託研究等に係る情報共有や寄附募集活動の強化に取り組み、中期計画の期間中に年度平均800万円以上の外部資金を獲得し、自主財源を充実する。 ② 科研費 ²⁸ 等の競争的研究費の申請及び採択の促進に取り組み、専任教員数に対する科研費・共同研究・受託研究等の研究課題件数の保有率を年度平均70%以上とする。 (No. 25①の再掲)

2 経費の節減及び資産の管理運用



効率的に業務を遂行するとともに、資産の実態を常に把握し、計画的に安定的かつ効果的な管理運用を行う。【No. 37】

評価指標	[定性指標]
	① 入札等の競争原理による経費節減や、会計規程等を遵守した上での事務業務の省力化を推進する。

	② 現金預金や固定資産等の計画的・定期的な実査により、資産の実態を適切に把握する。
--	---

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検・評価の実施



教育研究活動の内部質保証システム³⁵や業務運営の状況について、自己点検・評価を実施し適切なPDCAサイクルにより改善を進めるとともに、その結果を公表する。 【No. 38】

評価指標	[定性指標]
	① 毎年度、教育研究活動の状況や法人の中期計画の進捗の把握・点検を行い、自己点検・評価報告書を作成し公表する。
	② 大学全体レベル、学部・学科・研究科レベル、科目レベルごとに、大学の理念・使命や3つのポリシー ¹⁰ を踏まえた教育研究活動を改善する体制を整備するとともに、毎年度、アセスメントプラン ¹¹ に基づき、継続的に点検を実施する。 (No. 11①の再掲)
	③ 令和6年度(2024年度)に大学機関別認証評価 ¹⁷ を受審し、認証を得る。 (No. 11②の再掲)
	④ 令和8年度(2026年度)に専門職大学院認証評価 ¹⁷ を受審し、認証を得る。 (No. 11③の再掲)

2 積極的な情報発信



教育研究活動の状況についての情報の公表をはじめ、特色ある教育・研究・地域貢献等の活動についてわかりやすい形で発信を行うとともに、本学の知名度やブランド・イメージの向上に寄与する広報活動を計画的に推進する。 【No. 39】

評価指標	[定性指標]
	① 学内広報推進員等を中心に本学の教育研究、地域貢献等の活動情報を積極的に収集し、最新の情報を適時ホームページ等で公開する。また、学内イベント等のプレスリリースを積極的に行い、メディアを通じた情報発信に取り組む。
	② ステークホルダーのニーズに対応した効果的な情報発信ツールを導入・整備し、積極的に活用する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等



教育研究活動等に資する施設・設備やICT環境の維持管理を適切に行う。

【No. 40】

評価指標	[定性指標]
	① キャンパス内の空調、消防等の法定点検等を着実に実施するとともに、ICT環境も含めて施設・設備を適切に整備・維持する。

2 安全管理



学生と教職員のキャンパス内、学外活動における安全確保に取り組むとともに、危機管理マニュアルの策定など非常時の危機管理体制の整備に取り組み、良好な教育・職場環境の維持を図る。 【No. 41】

評価指標	[定性指標]
	① 毎年度、三輪キャンパス及び象山寮 ³ で防災訓練を実施するとともに、必要に応じて危機管理マニュアルの点検や修正を行い、非常時に迅速で適切な対応ができる体制を整備する。 ② 本学活動に係る危機・リスク管理マニュアルを分野ごとに整備し、必要に応じて見直しを行う。

3 社会的責任の履行



社会の一員としてSDG s³⁶の達成に寄与するとともに、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー³⁷の活用等によりゼロカーボン社会³⁸の実現に貢献する。 【No. 42】

評価指標	[定性指標]
	① 長野県SDG s 推進企業登録制度 ³⁹ の継続参加や、省エネルギーやカーボンニュートラル ³⁸ の実現に取り組む他大学・自治体・企業等との連携により、役員や教職員、学生の意識の醸成を図り、SDG s 達成や環境配慮に向けた取組を推進する。 ② キャンパスで使用する電力の再生可能エネルギーによる調達を継続する。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算 〈令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）〉 （単位：百万円）

区 分	予 算
収入	
運営費交付金	6, 519
自己収入	4, 357
授業料等収入	3, 868
その他収入	489
受託研究等収入	48
目的積立金取崩収入	150
計	11, 074
支出	
業務費	11, 026
教育研究経費	2, 510
人件費	7, 264
一般管理費	1, 252
受託研究等経費	48
計	11, 074

【運営費交付金の算定】

県から交付される運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金は、県の予算編成過程において決定される。

【人件費の見積り】

期間中総額7,264百万円を支出する。(退職手当を除く。)

人件費の見積りについては、配置計画に基づく教職員数を踏まえ、役員の報酬及び職員の給料・諸手当並びに法定福利費に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、ベースアップは含まない。

退職手当については、公立大学法人長野県立大学職員退職手当規程に基づき所要額を支給するが、各事業年度の予算編成過程において算定された上で、運営費交付金として措置される。

2 収支計画 〈令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)〉 (単位:百万円)

区 分	予 算
費用の部	11,545
經常費用	11,545
業務費	9,419
教育研究経費	2,107
受託研究等経費	48
人件費	7,264
一般管理費	1,252
減価償却費	874
臨時損失	0
収益の部	11,245
經常収益	11,245
運営費交付金収益	6,519
授業料等収益	4,189
受託研究等収益	48
雑益	489
臨時利益	0
純利益	△300
目的積立金取崩	300
総利益	0

3 資金計画 〈令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)〉 (単位:百万円)

区 分	予 算
資金支出	11,784
業務活動による支出	10,274
投資活動による支出	1,130
財務活動による支出	380
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	11,784
業務活動による収入	10,924
運営費交付金収入	6,519
授業料等収入	3,868
受託研究等収入	48
その他収入	489
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	860

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

2億円

2 想定される短期借入金の発生理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

旧明和寮（区分：建物、所在地：長野市三輪8-49-7）を長野県へ返納することについて協議する。

第10 第9の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善、並びに過年度に取得した固定資産に係る減価償却費に充てる。

第12 その他

1 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程において決定する。

2 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上及び組織運営の改善、並びに過年度に取得した固定資産に係る減価償却費に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

【 定量指標再掲 】

内 容	計画 No	目標時期・数値	算式
アクティブ・ラーニング実施科目の割合	1	【毎年度】 8割以上	アクティブ・ラーニング実施科目数 ÷全開講科目数
発信力ゼミの1クラスあたり学生数	2	【毎年度】 20人程度	
海外プログラム参加率	4	【毎年度】 100%	海外プログラム参加学生数 ÷参加対象学生数×100
〈TOEICスコア〉 2年次修了時の平均点	5	【毎年度】 グローバルマネジメント学部 730点以上 健康発達学部 650点以上	各学部の受験者スコアの平均点 (参考値：2年間の得点状況を勘案する。)
〈TOEICスコア〉 1年次入学時点から2年次修了 時までの平均点の伸び率	5	【毎年度】 グローバルマネジメント学部 40%以上 健康発達学部 30%以上	(2年次修了時の平均点－1年次入学後の平均点) ÷1年次入学後の平均点×100 (参考値：2年間の得点状況を勘案する。)
〈TOEICスコア〉 成績上位2割の学生の平均点	5	【毎年度】 グローバルマネジメント学部 800点以上 健康発達学部 700点以上	2年次修了時スコアの成績上位2割の学生の平均点 (参考値：2年間の得点状況を勘案する。)
〈健康発達学部食健康学科〉 管理栄養士の国家試験合格率	9 17	【毎年度】 100%	管理栄養士国家試験合格者 ÷ 受験者 × 100
〈健康発達学部子ども学科〉 卒業時の保育士資格及び幼稚園 教諭免許の取得率	10 17	【毎年度】 100%	保育士資格及び幼稚園教諭免許取得者数 ÷卒業者数 × 100
F D研修に1回以上参加する教員 の割合	12	【毎年度】 100%	専任教員・助手の参加者数 ÷全専任教員・助手数 × 100
S D研修に1回以上参加する職員 の割合	12 31	【毎年度】 100%	常勤職員の参加者数 ÷ 全常勤職員数 × 100
教員相互の授業参観期間の設定	12	【毎年度】 1回以上	
就職希望者の就職率	17	【毎年度】 100%	就職決定者（起業等含む） ÷就職希望者（進学希望等除く） × 100
キャリア・就職支援に関する各種講座やイベント開催数	18	【毎年度】 20回以上	
外部資金による研究課題保有率	25 36	【毎年度】 70%以上	(科研費件数(分担含む) + 共同研究件数 + 受託研究件数) ÷ 全専任教員数 × 100
公開講座の開催件数	28	【毎年度】 10件以上	
公開講座の参加者満足度	28	【毎年度】 平均4点以上	5点満点中、平均4点以上
スキル向上研修に1回以上参加する職員の割合	31	【毎年度】 100%	事務局職員の参加者数 ÷全事務局職員数 × 100
外部資金獲得額	36	【年度平均】 800万円以上	毎年度の損益計算書に記載する（受託研究費収益 + 受託事業等収益 + 寄附金収益）の合計額の年度平均額

(参考) 用語説明

1 アクティブ・ラーニング 〈2頁〉

一方性による知識伝達型の学習方法ではなく、学習者が能動的に学習する方法やそのプロセス。問題解決能力、批判的思考力、コミュニケーション能力といった汎用的能力の育成を図ることが期待される。一般に、教室内ではグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等の双方向型授業が、教室外でも共同学習、ケーススタディを使うなどの発見学習、調査学習、体験学習等がある。読書や作文、あるいは授業の内容を分析したり、まとめたりする行為も能動的に行う学習である。課題解決型学習(PBL)もアクティブ・ラーニングに含まれる。

(参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ホームページ)

2 発信力ゼミ 〈2頁〉

1年次必修で週1回1年間続く、全学科横断の20人程度のゼミ。「人に伝えること」をメインテーマに、大学で学ぶためのアカデミック・スキルズを修得し、(1～2学期「発信力ゼミⅠ」)、それを活かして興味をもったジャンルで探究的な学びを実践し、成果を発信する(3～4学期「発信力ゼミⅡ」)。

3 象山寮、1年次全寮制 〈2頁、9頁、12頁〉

「象山寮」は本学の1年次の全学生が共同生活を行う学生寮。江戸時代末期に日本に大きな影響を与えた洋学研究者で、信州松代藩士であった佐久間象山にちなみ命名。寮生活での学び合いや助け合いを通して、主体性や社会性、コミュニケーション能力を養う教育寮。校舎が建つ三輪キャンパスから2キロメートルほどの後町キャンパス内に建つ。寮生を中心に、学生がサービ斯拉ーニングや地域イベントへ参加する機会を提供している。

4 サービスラーニング 〈2頁〉

奉仕活動(サービス)と学習活動(ラーニング)の実践を統合した取り組みを指す。寮生を中心に、学生が社会貢献活動を通して市民性を育み、地域の課題を考える機会として提供。自ら進んで地域の人々と関わることで、市民性を養い、地域のニーズと向き合いながら行動力や問題解決力を高めることを目的に実施している。

5 海外プログラム 〈2頁、9頁〉

学部生の2年次2学期(健康発達学部こども学科は3年次3学期)に全学生が参加する2～3週間の本学独自の短期海外研修プログラム。語学学習に加えて各学部・学科の専門分野の基礎をわかりやすく学べるように構成している。令和6年(2024年)3月時点の研修先は、アメリカ、ニュージーランド、スウェーデン、フィリピン、イギリス、フィンランドの6か国にある7校の大学等。

6 英語集中プログラム 〈3頁〉

語学力向上に必要な学習時間を確保するため、1・2年次に100分×週4回の英語授業を展開し、授業外の学習や海外プログラムを含めて2年間で500時間以上の英語学習を実施する科目群。英語の4技能(読む・聞く・話す・書く)の融合型の授業展開により、正確な英語運用能力と実践的な英語コミュニケーション能力をバランスよく養成。accuracy(英語を正確に運用する力)養成科目群(週2回実施)と、fluency(ためらわずに英語を話す力)養成科目群(週2回実施)の2つの軸により構成している。

7 TOEIC 〈3頁〉

米国にある非営利テスト開発機関であるETSによって開発・制作され、日本においては一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施・運営。世界160カ国で実施され、知識・教養としての英語ではなく、オフィスや日常生活における英語によるコミュニケーション能力を幅広く測定し、テスト結果は合格・不合格ではなくスコアで表示される。本学学生が受験するTOEIC Listening & Reading Testは10点から990点で評価される。

(参考：一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会ホームページ)

8 ソーシャルイノベーター 〈3頁〉

ソーシャル・イノベーションを生み出す人々を指し、本学大学院のソーシャル・イノベーション研究所で養成する人材像として、以下を掲げている。

- 1) 企業やその他の組織のマネジメントの基盤となる専門知識を持っている。
- 2) 企業・行政・NPOによる共創を通じ、ビジネスおよび地域の持続可能な発展に必要となる社会問題の多面的な把握ができる。
- 3) 存在していないものをつくり出す創発力を有している。
- 4) 新規事業の創発・公民連携に必要とされる高度な専門知識を身につけている。
- 5) 創発したアイデアをビジネスや新規プロジェクトとして自ら実践することができるコミュニケーション力とアントレプレナーシップを備えている。

9 エコシステム 〈3頁〉

行政・企業・大学等が相互に関与し、分業や共同事業等により共存共栄の関係を目指す、生態系システムのような環境・状態を指す。

10 3つのポリシー 〈3頁、4頁、6頁、7頁、11頁〉

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（中央教育審議会答申：平成30年（2018年）11月）、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会：令和2年（2020年）1月）で示された、体系的で組織的な大学教育を展開し、学位を与える課程（学位プログラム）共通の考え方や尺度に則った点検・評価を行うための基礎となる次の3つの方針。これらの不断の改善等による適切なPDCAサイクルの確立が求められる。

- 1) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)
各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標（学修目標）ともなるもの。
- 2) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
- 3) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果（「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。
(参考：「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会：令和2年（2020年）1月）)

11 アセスメントプラン 〈3頁、4頁、11頁〉

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質の水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針。教学マネジメントの確立に当たって必要とされる。

(参考：「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会：令和2年（2020年）1月）)

12 キャリア実習 〈4頁、6頁〉

従来、学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うことをインターンシップと総称していたが、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による類型化が行われ、令和5年度からインターンシップの呼称の取扱いが変更された。本学においては、「個別企業・業界の情報提供」や「教育」を目的として、これらの学生のキャリア形成支援を行うことから「キャリア実習」と呼称を改めている。

13 管理栄養士国家試験 〈4頁、6頁〉

管理栄養士は、専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理、栄養管理を行う専門職。管理栄養士養成施設で学び、管理栄養士国家試験に合格することで、厚生労働大臣の管理栄養士免許を取得でき、健康発達学部食健康学科は養成校となっている。令和5年（2023年）2月実施試験の受験者合格率は全体56.6%、管理栄養士養成課程（新卒）87.2%となっている。

(参考：公益社団法人日本栄養士会ホームページ、厚生労働省ホームページ)

14 保育士資格 〈4頁、6頁〉

保育士は、専門的な知識や技術を駆使して児童の養護と教育を一体的に行うとともに、保護者への支援を行うことができる専門性も求められる専門職。指定保育士養成施設で学び卒業するか、保育士試験を受験し合格することにより資格を取得でき、健康発達学部こども学科は養成校となっている。

(参考：厚生労働省ホームページ)

15 幼稚園教諭免許 〈4頁、6頁〉

教育職員免許法に定められる教員免許。健康発達学部こども学科では、学位と教職課程等での単位修得により幼稚園教諭第一種免許状の取得が可能。

〈参考：文部科学省ホームページ〉

16 教学マネジメント 〈4頁〉

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(中央教育審議会答申：平成30年(2018年)11月)において、学長のリーダーシップの下で、3つのポリシーに基づく点検・評価と、学生の学修成果や大学の教育成果の情報の的確な把握・測定による改善活動が求められている。

〈参考：「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会：令和2年(2020年)1月)〉

17 大学機関別認証評価、専門職大学院認証評価 〈4頁、11頁〉

文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)が、大学等の教育研究等の総合的な状況等について、各認証評価機関が定める大学評価基準に基づき行う評価。大学等の教育研究等の総合的な状況の評価(機関別評価)と、専門職大学等の教育課程等の評価(分野別評価)の2種類がある。学校教育法第109条及び同施行令第40条により、本学では機関別評価を7年以内、専門職大学院であるソーシャル・イノベーション研究科の分野別評価を5年以内に受審する義務がある。

〈参考：「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会：令和2年(2020年)1月)〉

18 FD・SD 〈4頁、9頁〉

FDはFaculty Developmentの略。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指す場合もある。

SDはStaff Developmentの略。職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

〈参考：「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会：令和2年(2020年)1月)〉

19 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」 〈5頁〉

デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIに関する大学等の正規の課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定し、大学等がそれらの教育に取り組むことを後押しする制度。基礎的な能力を育成するリテラシーレベルと、課題解決のための実践的な能力を育成する応用基礎レベルがある。

〈参考：文部科学省ホームページ〉

20 IR活動 〈5頁〉

Institutional Researchの略。高等教育機関において、機関に関する情報の調査及び分析を実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う。

〈参考：「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会：令和2年(2020年)1月)〉

21 リカレント教育 〈5頁、7頁、8頁〉

リカレント(recurrent)とは「循環」や「再発」を意味し、リカレント教育とは、社会人になった後も、必要なタイミングで教育機関や社会人向け講座に戻り、社会変化への対応や自己実現を図るための学び直し全般を指し、要素としてリスキリング(時代のニーズに即して職業上新たに求められる能力・スキルを身に付けること)やアップスキリング(現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること)等が内包される。大学等においては大学院・履修証明プログラム・公開講座における短期プログラム等を基礎とした学びの仕組み考えられる。

〈参考：「大学等におけるリカレント教育の持続可能な運営モデルの開発・実施に向けたガイドライン」(PwCコンサルティング合同会社：令和4年度(2022年度)文部科学省委託事業)〉

22 科目等履修生制度 〈5頁〉

高等教育機関が、当該機関の定めるところにより、その学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者を受け入れる制度。正規の学生と同様、履修した授業科目の成果として単位を修得することができる。

〈参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ホームページ〉

23 国の修学支援新制度 〈5頁〉

国により令和2年(2020年)4月から実施されている意欲ある子どもたちの高等教育機関への進学を支援する制度。進学先の大学等に係る授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の対象者が大幅に拡充された。大学等における修学の支援に関する法律に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等を対象機関とし、本学は対象機関となっている。

〈参考：文部科学省ホームページ〉

24 県民枠 〈6頁〉

学部生入学試験の学校推薦型選抜において設ける募集枠。長野県内の高等学校に在籍する者等で学校長の推薦により出願できる。

25 高等教育コンソーシアム信州 〈7頁〉

平成20年(2008年)に設立された、長野県下の大学による連携の取組。各大学の個性を活かしながら、協力関係の中で教育研究資源を有効活用し、学生教育の成果と教育研究の還元とにより、県と地域の発展への貢献をめざす。コンソーシアムに加盟する大学の学生(大学院生)が、他大学で提供されている科目を履修し、それを所属大学で単位認定する長野県内大学単位互換制度等を実施。本学は開学時から参画し、令和5年度(2023年度)は11大学が加盟している。

〈参考：高等教育コンソーシアム信州ホームページ〉

26 単位互換制度 〈7頁〉

学生が自らの所属する大学等以外で履修した授業科目について修得した単位を、自らの大学等における授業科目の履修によって修得したものとみなす制度。学生が外国の高等教育機関で修得した単位の場合についても準用される。大学設置基準等によれば、大学では60単位まで、大学院では15単位までが認められる。

〈参考：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構ホームページ〉

27 審議会委員 〈7頁〉

審議会は、法令等の定めに基づいて、国や地方公共団体等の行政機関が特定の政策や運営方法について意思決定を行う際に、意見を求めるために設置する合議制の諮問機関。審議内容に応じた有識者等の委員により構成される。

28 科研費 〈7頁、10頁〉

科学研究費助成事業の略称。人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」。

〈参考：独立行政法人日本学術振興会ホームページ〉

29 地域イノベーション 〈8頁〉

Social Innovation。新しい社会的価値を創造するために必要とされる新しい社会的商品やサービスやその仕組みの開発、新たな発想や考え方の変革、あるいは一般的な事業を活用して社会的課題に取り組む仕組みの開発。

30 ソーシャル・イノベーション創出センター 〈8頁〉

開学時から設置する附属機関。大学内外の多様な人と知的資源を結びつけ、ソーシャル・イノベーションに挑戦する人材を育て、支援することで、志をもつ人が社会的課題の解決に挑戦できるような土壌(エコシステム)を醸成し、若者がここで暮らし働きたいと思うような企業や仕事をひとつずつ増やしながら、未来の持続可能な世界の構築に貢献する。略称はC S I。

31 地域コーディネーター 〈8頁〉

ソーシャル・イノベーション創出センターの業務を推進するため、長野県内の北信・中信・東信・南信の各地域に駐在するコーディネーター。各地域とセンターを結びつけ、事業者・創業者を見守り支援する。

32 C S I ジャーナル 〈8頁〉

ソーシャル・イノベーション創出センターの1年間の取組をまとめた年次報告。本学ホームページ上で閲覧できる。<https://www.u-nagano.ac.jp/cooperation/csi/journal/>

33 高大連携 〈8 頁〉

高校教育から大学教育への円滑な移行のための高等学校と大学の連携。高校生に対する大学教員による講義や、大学生とともにアクティブ・ラーニングを体験する等の取組がある。また、大学の正課科目に高校生が科目等履修生として参加し、単位を認める先取り履修の取組もある。

34 研究インテグリティ 〈10 頁〉

研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性（Integrity）を指す。研究の国際化やオープン化に伴い、開放性・透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘され、国際的に信頼性のある研究環境を構築し、必要な国際協力及び国際交流を進めていくことが求められている。

35 内部質保証システム 〈11 頁〉

内部質保証とは、大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。

〈参考：「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会：令和2年（2020年）1月）〉

36 SDG s 〈12 頁〉

平成27年（2015年）9月に国連で採択された17ゴール・169のターゲットからなる持続可能な開発目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりの達成を目指すもの。

37 再生可能エネルギー 〈12 頁〉

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどのエネルギーとして永続的に利用することができると認められるもの。本学は令和3年（2021年）4月からキャンパスで消費する電力の100%を長野県内の水力発電により調達しており、二酸化炭素の排出削減に取り組んでいる。

〈参考：内閣官房ホームページ〉

38 ゼロカーボン社会、カーボンニュートラル 〈12 頁〉

カーボンニュートラルは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする概念。ゼロカーボン社会は、カーボンニュートラルが実現した社会を指す。令和2年（2020年）10月に、政府は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言している。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減と、吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

〈参考：環境省ホームページ〉

39 長野県SDG s 推進企業登録制度 〈12 頁〉

長野県が平成31年（2019年）4月に創設した企業等の価値向上や競争力の強化等を図る目的の制度。「環境」、「社会」、「経済」の3側面を踏まえ、企業等が経営戦略としてSDG sを活用することを長野県が支援する。本学は制度創設時の第1期登録事業者。

〈参考：長野県ホームページ〉